

新型コロナウイルス感染症に伴う報酬請求取扱い一覧(令和2年8月以降)
【放課後等デイサービス】

令和3年2月5日修正版(尼崎市)

NO	月	尼崎市通知			尼崎市立学校		(特例)休業日単価	利用者負担軽減(※2)					代替的支援 届出
		日付	通知名	内容	状況	期間(※1)		①新規決定	②利用増	③休業日単 価差額	④延長支援 加算	⑤代替的支 援による免除	
1	3月	R2.3.19	新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取扱いについて	3/3～春休み前日まで Q&A留意点	臨時休業	3/3-3/25	3/3-3/25 (土日祝のぞく)	○	○	○	○	×	○ 届出不要
3		R2.4.8	特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて(その1)	3/2～春休み開始日前日まで 利用者負担軽減内容 増加分を含めた通常通りに国 保連請求									
2		R2.4.15	特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて(その2)	3/3～春休み開始日前日まで 補助対象額計算シート提出									
4	4月-5月	R2.4.14	緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について	緊急事態宣言後(4/8～)取扱い(代替的支援の届出)	臨時休業	4/7-5/31 (あまよう特支 4/7-6/7)	4/7-5/31 (土日祝のぞく) (あまよう特支 4/7-6/7)	○	○	○	○	○ 届出者のみ	○届出要
5		R2.4.28	特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて(その3)	R2.4～代替的支援(欠席基本 補修)届出 国保連請求方法に変更なし									
6		R2.5.28	特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて(その4)	R2.4～利用者負担軽減内容の 変更点(代替的支援の利用者 負担免除追加)									
7	6月	R2.5.27	学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について	市立学校の学校再開 6/1～分散登校期間は休業日 単価	分散登校	6/1-6/12	6/1-6/12 (土日祝のぞく)	×	×	○	×	○ 届出者のみ	○ 届出継続
8		R2.6.9	学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について(その2)	6月末まで学校休業日単価	通常登校	6/15-6/30	6/15-6/30 (土日祝のぞく)						
9	6月-7月		7/1～分散登校による学校休業日単価申出書	分散登校 (あまよう特別支援学校)	6/8-7/7	6/8-7/7 (土日祝のぞく)							
10	7月		代替的支援(医療ケア・基礎疾患等)はあらためて届出要	分散登校申出期間 終了後	—	—	—	—	—	—	—	○ 届出者のみ	○ 分散登校申 出書期間終 了後届出要
11	8月	R2.7.7	学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について(その3)	夏季休業による学校休業日単 価申出書(最大期間を学校休 業日単価とする)	夏季休業	8/1-8/17	8/1-8/17 (土日祝のぞく)	×	×	×	×		
12	7月-8月			夏季休業 (あまよう特別支援学校)	7/31-8/17	7/31-8/17 (土日祝のぞく)							
13	7月以降				コロナ対応による 臨時休業	開始日～休業終了まで	開始日～休業終了期間 (土日祝のぞく)	×	×	○ 軽減あり	×		

※1 期間は、市立小・中学校の標準期間であり、その他学校・学年単位で異なる

※2 利用者負担軽減については、兵庫県要綱発出により変更の可能性あり